

●香川県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、令和8年5月26日認定したので、次のとおり告示する。

令和8年6月2日

香川県労働委員会

- 1 地方公営企業の名称 香川県病院局
- 2 組合の名称 香川県病院局職員労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所	職名
本庁	局長 次長 課長 政策主幹 副課長 主幹 予算、人事、給与、サービス、労働関係又は経営改革の事務を担当する課長補佐 人事、給与、サービス又は労働関係の事務を担当する副主幹、主任、主任主事及び主事
病院	院長 副院長 事務局長 検診センター長 事務局次長 総務課長 総務企画課長 医事・経営企画課長 業務課長（中央病院に置かれるものに限る。） 院長補佐 中央検査部長 主任部長 部長 医長 薬剤部長 主幹 副薬剤部長 看護部長 副看護部長